

令和8年2月5日

陳情第68号

議会基本条例に基づく議会報告会開催を求める陳情書



## 議会基本条例に基づく議会報告会開催を求める陳情書

### 【陳情趣旨】

議会基本条例第7条では、「議会は、市民の意見を議会の審議や政策立案に生かすため、次に掲げるもののほか、多様な広報広聴媒体を活用し、広報広聴の充実を図るものとする。（1）市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること。」と定められています。しかし、平成25年に第1回、平成26年に第2回、平成27年に第3回が開催された以降、議会報告会は実施されていません。

令和3年以降は議会見学会が開催されていますが、市内の小中学校等からの要望に応じて行われるこれらの見学会は、将来の主権者教育として重要な取り組みである一方、条例が求める「市民を対象とした議会報告会」の趣旨を満たすものではないと考えます。

議会改革推進委員会において議論が行われていることは承知していますが、その検討内容を市民に知らせ、意見を聴取することは極めて重要です。特に議員定数など、議会改革に関わる重要事項については、市民との対話の場として議会報告会を開催することが求められます。

### 【陳情項目】

市民を対象とした、条例に定められた議会報告会を開催し、議会の状況を市民に報告するとともに、意見交換を行うことを求めます。

令和8年2月5日

小田原市議会議長

井上 昌彦 様

提出者

小田原市

小田原市議会を考える市民の会

代表世話人 越中谷 庸三 ㊞